

行政機関個人情報保護法に係る平成21年度の諮問・答申等件数

【合計】

項目	新規諮問件数 (a)	答申件数 (b)	答申類型			取下件数 (c)	前年度 繰越し 件数 (d)	未済 件数 (a+d-b- c)
			諮問庁の判断は 妥当でない としたもの	諮問庁の判断は 一部妥当でない としたもの	諮問庁の判断は 妥当である としたもの			
内閣官房	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣府	0	0	0	0	0	0	0	0
内閣法制局	0	0	0	0	0	0	0	0
人事院	0	0	0	0	0	0	0	0
宮内庁	1	1	0	0	1	0	0	0
公正取引委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
国家公安委員会	1	1	0	0	1	0	0	0
警察庁	0	2	0	0	2	0	2	0
金融庁	0	0	0	0	0	0	0	0
総務省	5	4	0	0	4	0	2	3
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0	0	0	0	0
法務省	23	30	2	8	20	1	22	14
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	2	1	0	0	1	0	0	1
検察庁	3	2	0	0	2	0	0	1
外務省	1	1	0	0	1	0	0	0
財務省	0	1	0	0	1	0	1	0
国税庁	9	8	0	1	7	0	11	12
文部科学省	0	1	0	0	1	0	1	0
文化庁	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	80	41	4	17	20	1	46	84
社会保険庁	9	1	0	0	1	0	0	8
経済産業省	0	0	0	0	0	0	0	0
特許庁	0	0	0	0	0	0	0	0
国土交通省	17	10	0	0	10	0	10	17
船員中央労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
気象庁	0	0	0	0	0	0	0	0
海難審判庁	0	0	0	0	0	0	0	0
環境省	0	0	0	0	0	0	0	0
防衛省	2	1	0	1	0	0	1	2
合計	153	105	6	27	72	2	96	142

(注) 答申類型は、諮問時点での諮問庁の判断について答申時点における妥当性で分類したものである。

【内訳】

開示請求関係

項目	新規諮問件数 (a)	答申件数 (b)	答申類型			取下件数 (c)	前年度 繰越し 件数 (d)	未済 件数 (a+d-b- c)
			諮問庁の判断は 妥当でない としたもの	諮問庁の判断は 一部妥当でない としたもの	諮問庁の判断は 妥当である としたもの			
宮内庁	1	1	0	0	1	0	0	0
国家公安委員会	1	1	0	0	1	0	0	0
警察庁	0	2	0	0	2	0	2	0
総務省	5	2	0	0	2	0	0	3
法務省	20	25	2	8	15	1	20	14
公安調査庁	2	1	0	0	1	0	0	1
検察庁	3	2	0	0	2	0	0	1
外務省	1	1	0	0	1	0	0	0
財務省	0	1	0	0	1	0	1	0
国税庁	9	4	0	1	3	0	5	10
文部科学省	0	1	0	0	1	0	1	0
厚生労働省	68	39	4	17	18	0	42	71
社会保険庁	6	1	0	0	1	0	0	5
国土交通省	16	10	0	0	10	0	10	16
防衛省	2	1	0	1	0	0	1	2
合計	134	92	6	27	59	1	82	123

(注) 答申類型は、諮問時点での諮問庁の判断について答申時点における妥当性で分類したものである。

訂正請求関係

項目	新規諮問件数	答申件数	答申類型			取下件数	前年度繰越し件数	未済件数 (a+d-b-c)
			諮問庁の判断は 妥当でない としたもの	諮問庁の判断は 一部妥当でない としたもの	諮問庁の判断は 妥当である としたもの			
			(a)	(b)	(c)			
諮問庁名								
総務省	0	2	0	0	2	0	2	0
法務省	3	5	0	0	5	0	2	0
国税庁	0	2	0	0	2	0	3	1
厚生労働省	11	2	0	0	2	1	4	12
社会保険庁	3	0	0	0	0	0	0	3
国土交通省	1	0	0	0	0	0	0	1
合計	18	11	0	0	11	1	11	17

(注) 答申類型は、諮問時点での諮問庁の判断について答申時点における妥当性で分類したものである。

利用停止請求関係

項目	新規諮問件数	答申件数	答申類型			取下件数	前年度繰越し件数	未済件数 (a+d-b-c)
			諮問庁の判断は 妥当でない としたもの	諮問庁の判断は 一部妥当でない としたもの	諮問庁の判断は 妥当である としたもの			
			(a)	(b)	(c)			
諮問庁名								
厚生労働省	1	0	0	0	0	0	0	1
国税庁	0	2	0	0	2	0	3	1
合計	1	2	0	0	2	0	3	2

(注) 答申類型は、諮問時点での諮問庁の判断について答申時点における妥当性で分類したものである。